

令和7年度第3回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年6月5日（木）午後1時30分 から 午後2時55分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稻見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 13 号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 14 号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 15 号	農地法第5条の規定による許可の取消について
議案第 16 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 17 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）
議案第 18 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）
議案第 19 号	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について

4、報告

報告第 9 号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第 10 号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第 11 号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 12 号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農業員会事務局副局長兼農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議 長

それでは、只今より、令和7年度第3回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は23名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、長津主任、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、9番・中澤 保委員と11番・須藤 栄一委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第13号 受付番号17番は、7番議席・赤城 美子 委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後 1時35分 除斥

議 長

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第13号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年6月5日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。7ページをお願いします。

番号：17番、権利：所有権移転有償、所在：赤浜字船島、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：821㎡、外7筆、合計8筆、合計面積：10,746㎡、譲渡人又は貸主：水戸市上国井町、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：152,493㎡、受人：896,839.44㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号17番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

はい。17 番について、6 番齊藤が報告します。

5 月 28 日に書類の確認と、その場で受人に話を聞きました。

受人は、地域でも指折りの大きく農業されている法人であります。規模拡大のために、今回の案件の取引となるそうです。

渡人は農林振興公社でありますので、問題ないともありますが、さらに皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 13 号 受付番号 17 番を採決いたします。

議案第 13 号 受付番号 17 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 13 号 受付番号 17 番を原案どおり許可することに決しました。

ここで 7 番議席・赤城 美子委員の除斥を解きます。

午後 1 時 38 分 解除

議 長

つづいて受付番号 8 番から、事務局より説明願います。

早瀬局長

山本主事より説明させます。

山本主事

番号 1 番から 7 番は保留となります。

8 番、所有権移転無償、横塚字宮下、田、田、993 m²、外 13 筆、合計 14 筆、合計面積 9,049 m²、筑西市横塚、筑西市横塚、10,904 m²、10,904 m²、1、1。

9 番、所有権移転有償、宮山字田宿境、田、田、3,484 m²、東京都港区西麻布、筑西市宮山、7,086 m²、16,830 m²、2、1。

10 番、所有権移転有償、折本字西谷津、田、田、29 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 436.3 m²、桜川市大國玉、筑西市折本、9,253.21 m²、10,691 m²、4、

2。

11 番、所有権移転有償、井出蛭沢字元宿、畑、畑、1,604 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、12,651 m²、0 m²、1、1。

12 番、所有権移転無償、上西郷谷字新山、畑、畑、566 m²、筑西市宮後、つくば市二の宮、566 m²、116,540.54 m²、2、2。

番号 13 番は保留となります。

14 番、所有権移転無償、菅谷字大道、畑、畑、121 m²、筑西市菅谷、筑西市西榎生、683.6 m²、141 m²、1、1。

15 番、所有権移転有償、井出蛭沢字古館、雑種地、畑、573 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、923 m²、41,227 m²、1、1。

16 番、所有権移転有償、木戸字宮本、畑、畑、951 m²、筑西市木戸、筑西市稲荷、485 m²、100,835 m²、2、2。

18 番、所有権移転有償、女方字本田前、畑、畑、337 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 436 m²、筑西市女方、下妻市下妻丙、11,386 m²、0 m²、1、1。

19 番、所有権移転有償、中館字中田、田、田、1,903 m²、取手市双葉一丁目、筑西市中館、0 m²、5,232 m²、2、1。

20 番、所有権移転有償、樋口字杉下、畑、畑、628 m²、筑西市樋口、筑西市樋口、9,324 m²、18,991 m²、2、1。

21 番、所有権移転無償、川澄字上河原、田、田、1,537 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 6,436 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、13,209 m²、13,209 m²、2、2。

22 番、地上権、桑山字八番耕地、山林、畑、16,775 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 19,009 m²、栃木県佐野市高萩町、東京都港区六本木、18,962.90 m²。

以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 8 番から、調査委員の報告をお願いします。

岩 進
渚 委
員

4 番の岩渚です。

第 3 条の 8 番と 15 番の案件を報告します。

両案件とも、先月 30 日、書類審査を行いました。

まず、8 番の案件ですが、親子間の所有権移転無償の案件です。電話で渡人に申請内容の確認を行いました。申請内容に間違いがないとのことでした。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。

続いて 15 番の案件ですが、所有権移転有償の案件です。

渡人に電話で申請内容の確認を行いました。申請内容に間違いがないという

ことでした。

書類に不備もなく、許可相当と思われませんが、皆様方のさらなる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

9 番をお願いします。

赤城美子
委 員

7 番赤城が、9 番と 12 番について報告いたします。

去る 5 月 30 日、明野支所内におきまして、書類審査を行いました。

まず、9 番ですが、渡人は遠方に住んでおり、管理ができないので、受人に耕作してもらっていたそうです。受人は規模拡大を図っており、渡人も規模縮小、話がまとまり、売買となったとのことでした。

後日、渡人に電話をし、申請に間違いのないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方のさらなるご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、12 番について報告いたします。

受人は規模拡大を図っており、渡人に売買を持ちかけ、渡人も高齢で耕作できないので話がまとまったそうです。後日、渡人に電話にて申請に間違いのないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方のさらなるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

10 番をお願いします。

坂入 進
委 員

5 番坂入です。

3 条の 10、14、19 番を報告いたします。

こちら、先月 29 日に書類審査をいたしまして、問題のないことを確認いたしました。

なお、後日、渡人電話の確認を行いまして、こちら問題ないということでございます。

双方とも許可相当かなと思われませんが、さらなる皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

11 番をお願いします。

稲 見
くに子
委 員

16 番稲見です。

11 番と 21 番について報告します。

まず 11 番について報告します。

5月30日書類審査を行い、後日、近所でしたのでお伺いして話を聞いてきました。渡人は、ご主人が亡くなりひとりになってしまい、農地を守っていくことができないとのことで、受人に売るとのことでした。受人は生姜などを作るということです。

申請内容、書類にも不備も見られず、許可相当かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

次に、21番について報告します。

5月30日、書類審査を行い、後日、渡人の家に伺い話を聞いてきました。渡人は現在入院中のため、受人である息子さんに話を聞いてきました。これは親子間の贈与でありますので、何ら問題ないかと思えます。

申請内容、書類にも不備もなく、許可相当かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 16番をお願いします。

栗島菊雄 委員 はい、10番栗島です。

委員 16番を報告いたします。

先月29日に書類審査をし、後日、確認をして参りました。

渡人は規模縮小、受人は規模拡大ということで、申請をしたそうです。

さらなる皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 18番をお願いします。

瀬端洋 委員 21番、瀬端が報告いたします。

去る先月29日にですね、書類審査を行いました。書類にはですね、不備はありませんでした。後日ですね、渡人と受人双方に電話をしまして、確認いたしました。受人はですね、渡人の息子の友達だと聞いております。受人は、家庭菜園をやりたくて、土地を探していた、ということでございます。その話を渡人が聞きましてですね、それではうちの土地を、ということでこのような結果になったということでございます。

書類にも不備もなくですね、許可相当かと思われませんが、さらなる皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 20番をお願いします。

大林富子 委員 20番の大林です。

委員 20番について報告いたします。

先月 29 日に書類審査を行い、後日、渡人・受人それぞれに電話にて内容に間違いがないことを確認しました。受人は規模拡大のためということでした。

書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

22 番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

23 番蓮沼が報告します。

5 月の 30 日に書類審査をいたしまして、その後、協和の委員さん、推進員さんも含めて全員で現地確認をして参りました。

この土地は協和地区としては、大規模な太陽光発電なので、大体 1 ヶ月おきに現地確認のときには必ず、見に行っている土地であります。今回の地上権の申請で、これ 3 年経過したもので、再度更新ということでの申請であります。担当の方にも電話で確認をいたしましたが、書類審査でも、何ら問題なく許可相当かと思われます。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

國府田
喜久男
委員

はい、國府田です。いいですか。

2 ページの、1 番の保留の件です。

この件については、29 日の、現地調査のとき、事務局の方から、現地調査までに、綺麗にしとくので、保留の件だけど、現地を見てもらえないか、ということがありまして、全農業委員と、推進員で見てきました。そしてやっぱり、その竹が切っただけで横倒しになっていて、それから細い竹も生え始まっています。それで、間に合いますっていうことだったんですが、やはりこの事務局が言った通りにこれはだめだということで判断しました。

そういう経過があったことだけ報告いたします。以上です。

議 長

はい。以上、何かございますか。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 13 号 受付番号 8 番から 12 番、14 番から 16 番及び 18 番から 22 番を採決いたします。

議案第 13 号 受付番号 8 番から 12 番、14 番から 16 番及び 18 番から 22 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第 13 号 受付番号 8 番から 12 番、14 番から 16 番及び 18 番から 22 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 渡辺主任より説明させます。

渡辺主任 議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 7 年 6 月 5 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番は保留となります。

番号：2 番、権利：所有権移転有償、所在：中館字狭間、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：849 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積：1,470 m²、譲渡人又は貸主：筑西市中館、譲受人又は借主：栃木県足利市寺岡町、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、市立中小学校の南側約 400m、真岡鉄道真岡線折本駅の南東側約 500m に位置する 500m 以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

3 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字大砂久保、畑、畑、599 m²、筑西市辻、筑西市藤ヶ谷、自己住宅。

申請地は、市立関城東小学校の西側約 400m、市立関城中学校の東側約 1.1 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在市内のアパートにて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

4 番、所有権移転有償、舟生字下宿、畑、畑、398 m²、筑西市舟生、水戸市田谷町、自己住宅。

申請地は、関城支所の北側約 200m、市立関城西小学校の東側約 900m に位置する 300m 以内に支所がある第 3 種農地です。申請者は、現在市外にて生活しておりますが、将来のことを考え自己住宅の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

5番、所有権移転有償、向上野字香取、畑、畑、39 m²、筑西市向上野、筑西市直井、太陽光発電設備敷地拡張。

申請地は、市立上野小学校跡地の南東側約 1.0km、県道つくば真岡線の西側約 1.1 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は市内にて太陽光発電事業を営む法人です。隣接地の太陽光発電設備と一体として事業を行うために申請するものです。

6番、所有権移転有償、藤ヶ谷字新田、畑、畑、433 m²、筑西市藤ヶ谷、結城市大字結城、自己住宅。

申請地は市立関城東小学校の北西側約 400m、市立関城中学校の東側約 1.1 kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市外のアパートにて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

7番、賃貸借権、玉戸字前谷、畑、畑、1,105 m²、筑西市玉戸、筑西市玉戸、駐車場。

申請地は、国道 50 号線の南東側約 100m、JR 水戸線玉戸駅の南東側約 1.1 kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、共同墓地を管理している組合です。今まで使用していた駐車場が使用できなくなり、新たに駐車場が必要となったため申請するものです。

8番、所有権移転無償、下野殿字西原、畑、畑、334 m²、下妻市鬼怒、下妻市鬼怒、社会福祉施設。

申請地は、県道谷和原下館線の西側約 600m、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約 1.0 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、社会福祉事業を行う法人です。現在申請地の隣接地にて障害児通所支援事業施設を運営しておりますが、施設利用者が児童から青年となり、既存施設の対象外になってしまうため、引き続き支援を受けられるよう新たに社会福祉施設を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

9番、所有権移転有償、野殿字宮ノ脇、畑、畑、409 m²、筑西市下野殿、筑西市甲、事務所。

申請地は、国道 294 号線の西側約 800m、関東鉄道常総線大田郷駅の東側約 900mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で電気工事業を営む法人です。現在、自宅を事務所として利用しておりますが、事業の拡大に伴い手狭となっており、新たに事務所を建築すべく申請するものです。

10番、地上権、桑山字八番耕地、山林、雑種地、16,775 m²のうち 43.84 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 46.10 m²、栃木県佐野市高萩町、東京都港区六本

木、一時転用、営農型発電設備、許可日から3年間。

申請地は、市立古里小学校の南側約1.9km、県道石岡筑西線沿いに位置する農用区域内農地です。申請者は、市外に本店を置き主に不動産業を行う法人です。営農を継続しながら安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。主にアシタバを作付けする計画となっております。

こちらは以前、営農型太陽光発電設備で転用の申請をしており、一時転用期間満了に伴う更新となっております。

なお、こちらの案件は3,000㎡以下の転用面積ですが事業面積が3,000㎡以上になるため常設審議委員会で諮問する案件になります。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号2番から、調査委員の報告をお願いします。

高橋 修
委員

14番高橋です。
2番について報告いたします。
5月29日に書類審査及び現地確認を実施しました。同日、代理人申請によりまして渡人の方に電話連絡したところ、太陽光設備会社で申請手続きをしており、申請のとおり、間違いのないこととございました。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。
以上です。

議長

3番をお願いします。

竹内紀男
委員

12番竹内です。
私からは、3番と4番、6番について報告します。
5月の29日に書類審査並びに現地確認をいたしました。後日、渡人それぞれに電話連絡をして、申請書の通り間違いのないことといたしました。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

赤城美子
委員

7番、赤城が5番について報告いたします。
去る5月30日に明野支所内におきまして書類審査を行いました。現地は以前何度も訪れている場所でした。でも、一応念のために、今朝、個人で確認をしてきました。現地は、太陽光発電設備と県道に挟まれた法面の一部でした。細長く、幅が広くても2メートル程度の土地が、太陽光発電設備を取り囲んで

いる状態でした。道路との高低差も1メートル以上ありました。渡人に電話で確認をとると、中途半端な土地が残されたので、使い道もなく、売買をしますとのことでした。書類に不備も見られず、許可相当と思われますが、皆様方のさらなるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 5番をお願いします。

大林富子 20番大林です。

委員 7番について報告いたします。

先月29日に書類審査及び現地確認調査を行いました。現地は共同墓地の東側の道路に面した三角形の畑でした。後日、渡人へ電話しましたが、留守電のメッセージが流れて、本人と話ができませんでした。翌日、渡人の母親と話ができ、内容に間違いがないことを確認しました。また受人へも電話にて駐車場として借りるという内容に間違いがないことを確認しました。

書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 8番をお願いします。

関口均 1番関口です。

委員 8番、9番について発表いたします。

先月29日に書類審査をし、現地確認を行いました。まず8番ですが、現地は野殿から関城に、行く通り南側で社会福祉事務所があるところです。渡人受人、特に同じであり、所有権移転であります。電話で書類に間違いのないことを確かめました。

次に9番ですが、現地は旧294号線のすぐ近くにあり、西側のところにある空き地になっているところでした。何も問題のない場所であります。渡人に電話で書類に間違いのないことを確かめました。

それとですね、受人にも電話をかけましたんですが、こちら電話したら、美容室でございまして言われてしまって、これは電話が間違ってるのかなと思って電話を切っちゃいました。携帯を見たらね電話番号が、間違いはないんですね。これを確かめましたら、電話番号に電話したことに間違いありませんでしたからこれが間違ってるんじゃないかなと思われます。

いずれにしても、8番9番は、当案件は許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 10番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

23 番蓮沼です。

先ほど 3 条の案件のところで発言した通りでありまして、3 年経過後の、いわゆる地上権の更新の申請ということであります。書類審査した結果、何ら問題がなく、許可相当かと思われまます。皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 14 号受付番号 2 番から 10 番を採決いたします。

議案第 14 号受付番号 2 番から 9 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする
こと、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。議案第 14 号受付番号 2 番から 9 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第 14 号受付番号 10 番は営農型太陽光設備であり、事業面積が 30 a を超える農地転用事案となります。

議案第 14 号受付番号 10 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。よって、議案第 14 号受付番号 10 番は、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可の取消について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第 15 号、農地法第 5 条の規定による許可の取消について、令和 7 年 6 月 5 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号：1 番、権利：使用貸借権、所在：小川字本田、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：1,613 m²、譲渡人又は貸主：筑西市小川、譲受人又は借主、筑西市小川、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、市立川島小学校の北西側約 1.8 km、市立下館西中学校の北西側約 2.0 km に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

本件については令和 5 年 4 月 10 日に許可済でございますが、今回、太陽光発電設備の設置を断念したため許可の取消するために申請するものです。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いします。

瀬端 洋
委 員

21 番、瀬端がご報告申し上げます。

今もご説明ありましたんですけども、先月 29 日にですね、書類審査を行いまして、現地調査も行いました。

渡人受人は、親子でございまして、渡人がですね、急にですね、亡くなりまして、太陽光発電を断念するという、形にしたということでございます。

そうしますとですね、土地のことや資産税等を考えた場合にですね、雑種地よりも、畑の方が安いということで、取り消しをしましてですね、畑に戻すということでございました。

現地を見さしていただきました。現地はですね、綺麗に耕運されてまして、まさに畑そのものでございました。以上のことよりですね、許可相当かと思われましても、さらなる皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 15 号 受付番号 1 番を採決いたします。

議案第 15 号 受付番号 1 番は原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第 15 号受付番号 1 番は、原案どおり「農地法第 5 条の規定による許可の取消について」を許可することに、決しました。

次に、議案第 16 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 渡辺主任より説明させます。

渡辺主任 議案第 16 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 7 年 6 月 5 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：木戸字磯山、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：605 m²、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市木戸。

申請地は、国道 294 号線の西側約 600m、関東鉄道常総線黒子駅の南東側約 1.9 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2 番、下江連字十三塚、畑、宅地、1,130 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,169 m²、宅地、住宅敷地、筑西市下江連。

申請地は、県道真岡筑西線の西側約 200m、市立五所小学校の北西側約 1.2 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3 番、寺上野字中台、畑、山林原野、695 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,236 m²、山林原野、山林、筑西市寺上野。

申請地は、市立上野小学校跡地の北側約 900m、県立明野高校の南側約 1.7 km に位置する土地です。平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

4 番、小林字八軒、畑、宅地、136 m²、宅地、住宅敷地、筑西市小林。

申請地は、国道 50 号線の北側約 400m、国道 294 号線の東側約 1.3 km に位置する土地です。平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5 番、川連字本須、畑、宅地、10 m²、宅地、住宅敷地、筑西市川連。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約 50m、市立嘉田生崎小学校の北東側約

1.4 kmに位置する土地です。平成13年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

6番、桑山字拾参番耕地、畑、宅地、1,620 m²、宅地、住宅敷地、栃木県真岡市高勢町。

申請地は、市立古里小学校の南側約100m、JR水戸線新治駅の南側約3.0 kmに位置する土地です。平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

7番、蒔田字中坪、田、宅地、129 m²、宅地、住宅敷地、筑西市蒔田。

申請地は、市立下館北中学校跡地の南東側約400m、市立河間小学校の西側約1.6 kmに位置する土地です。昭和45年には、農地ではないとして「家屋所在証明書」を添付し証明願が出されております。

8番、岡芹字道木、畑、宅地、51 m²、宅地、住宅敷地、筑西市菅谷。

申請地は、国道294号線の西側約100m、国道50号線の東側約1.0 kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

9番、中館字館ノ内、畑、宅地一部山林、204 m²、宅地一部山林、宅地及び山林、筑西市八丁台。

申請地は、国道294号線の東側約200m、国道50号線の北側約700mに位置する土地です。平成6年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委員

8番の齊藤です。

5月の29日に、関城支所におきまして、書類審査、その後、現地を調査いたしました。現地に行きましたところ、空き家になっているような状況の建物が建っておりました。しばらく、住んでいないような感じです。全員の農業委員が非農地と判断していいだろうということになりました。20年を経過していることから、非農地証明の発行に支障ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

高橋修
委員

14番高橋です。

私からは2番と4番について報告いたします。

まず2番についてですが、5月29日に書類審査及び現地確認を実施しました。現況は、屋敷続きの庭木が多く植えられた庭になっておりまして、建物の敷地として利用されております。また一部は納屋が建っており、申請から25年以上経過しているものです。

続いて、4番についてですが、書類審査、現地確認をしましたところ、建物敷地を限るための垣根として、庭木が植わっており、申請から20年以上経過しているものです。

2番、4番ともに、書類に不備もなく、証明することに問題ないと判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

3番をお願いします。

赤城美子
委 員

7番、赤城が3番について報告いたします。

去る5月30日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。

現地は先月、現地確認をしてきた場所です。太い木が何本も生えて草も生い茂っている場所です。添付された航空写真からもわかるように、平成15年にはすでに今の状態であり、20年が経過しており、同行した農業委員推進委員の皆さんも、非農地証明の発行は可能でしょうとのことでした。書類に不備も見られませんでした。皆様方のさらなるご審議をよろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

5番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

13番國府田です。

29日の日に、全員で書類確認し、その後、現地に行って調べました。

そうしましたら、住宅の、この部分は出入口になっていて、とても農地としては復帰できないという状況ですので、許可相当と思われます。皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

6番をお願いします。

蓮沼敏男
委 員

23番蓮沼です。

5月30日に、書類審査後、協和地区委員さん全員で、現地確認をして参りました。申請地は備考欄平成15年とありますけど、私も地元、古里小学校すぐ南の土地でありまして、県道沿いで、いい土地なんですけど、昭和の時代に建てられた建物でありまして、一部、宅地内農地がありますけど、現在は住んでいる方がいなくて、非農地証明は可能かと思われますので皆様のさらなる審議

をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

7番をお願ひします。

高島敏男

2番の高島です。

委 員

ナンバー7、8、9を報告いたします。

先月、書類審査後、現地確認をして参りました。

ナンバー7番なんですが、ナンバー7番は地目が田と宅地になってますが、田の地目の方に、もうすでに長屋が建ってました。

それからナンバー8の方は、畑と宅地になっていますが、畑に庭木が植えてあります。その庭木も、綺麗に整えられて、綺麗な庭だと、いうように感心いたしました。

ナンバー9の方は、地目が畑ですが、母屋等山林になっています。山林の方には、もう竹がかなり茂り、人が入れないほどでした。

3件とも、書類審査のときには、不備もなく、すべて20年以上経ってます。

証明の発行は可能と思われませんが、さらなるご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願ひします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第16号受付番号1番から9番を採決いたします。

議案第16号受付番号1番から9番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

（挙手全員）

議 長

挙手全員。よって議案第16号受付番号1番から9番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を上程いたします。

なお、議案第17号は、7番議席・赤城 美子委員、及び10番議席・栗島 菊

雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 2 時 25 分 除斥

議 長 それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の 18 ページをお願いいたします。議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」令和 7 年 6 月 5 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにおいて、契約開始日につきましては、新規のものは、令和 7 年 8 月 1 日。中間管理機構を介しての貸借更新のものは令和 7 年 12 月 1 日がそれぞれ開始日となり、各総括表が示してございます。

現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

まず新規ですが、契約が 3 年以上 6 年未満のものが、21 筆 47,672 m²。

10 年以上のものが、516 筆 917,887 m²。合計 537 筆 965,559 m²でございます。

次に、利用権から移行されたものについてですが、今回はございません。

次に、中間管理機構を介しての貸借更新については、10 年以上のものが 239 筆、454,905 m²でございます。明細につきましては、20 ページから 31 ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。

議 長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、願います。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 17 号を採決いたします。

議案第 17 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第 17 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を決定することに、決しました。

ここで、7 番議席・赤城美子委員、及び 10 番議席・栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後 2 時 29 分 解除

議長 ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、午後 2 時 40 分からといたします。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

議長 次に、議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の 32 ページをお願いいたします。議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」令和 7 年 6 月 5 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。再配分されたものの契約開始日は、令和 7 年 8 月 1 日となります。

現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたしま

す。

契約が3年未満のものが、23筆 58,706 m²。3年以上6年未満のものが、31筆 93,795 m²。6年以上10年未満のものが、6筆 24,512 m²。10年以上のものが、8筆 23,220 m²。合計68筆 200,233 m²でございます。

明細につきましては、34ページから35ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第18号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を決定することに、決しました。

次に、議案第19号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の36ページをお願いいたします。

議案第19号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、令和7年6月5日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

I 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）。

1、令和6年度の農業委員会の体制ですが、農業委員定数24名、農地利用

最適化推進委員が、20 地区で 20 名でした。

2、農家・農地等の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス、及び農地台帳等から数値を記入しております。

II 最適化活動の実施状況

次のページをお願いいたします。

1、最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

管内の農地面積 11,100ha、これまでの集積面積 7,211ha、集積率 65.0%。

課題としましては、「担い手への集積は進んでいるが、まだまだ農地は分散傾向にあり、作業効率が良好とはいかない状態である。地域計画に位置付けられた地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を積極的に活用し集積を加速させる。」としておりました。

②目標及び③実績

集積目標 7,326ha に対し実績 7,053ha 達成状況 97.0%です。

農業委員会の点検結果は、「認定農業者からの除外や集落営農組合廃止などにより対象者数が減り、担い手への集積面積が減少した。地域計画に位置付けられた地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を積極的に活用し集積を加速させる。」としております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

1号遊休農地面積 39.30ha、うち緑区分 27.87ha、黄区分 11.43ha

課題として、「農業者の高齢化と後継者不足、不在村地主や未相続の農地により、毎年新たな遊休農地が発生している。遊休農地発生防止の呼びかけと地域の実情把握に努めることが重要であり、速やかな所有者への指導と共に、一時的な解消とならないよう、導入作物の提示などを行う必要がある。農地中間管理機構を活用し遊休化の予防及び解消に取り組む。」としておりました。

②目標及び③実績

解消目標面積 4.42ha です。

次のページをお願いします。

目標に対して、遊休農地の解消実績面積は 5.7ha 達成状況は 129.0%です。

農業委員会の点検結果は「解消面積が 5.7ha と大きく解消したが、新規発生面積が 5.0ha と新たな遊休農地の発生も見られた。農地の活用と共に新規発生を未然に防止するよう努力したい。」としております。

(3) 新規参入の促進について

①現状及び課題

「地域計画と併せて新就農者の確保を進める。農政課及び農協・普及センタ

一と連携し、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る必要がある。」としておりました。

②目標及び③実績

新規参入者への貸付目標農地面積 54ha に対し、貸付けた農地面積の実績は 2.14ha、達成状況は 3.96%です。

新規参入の状況は、令和6年度の新規参入者数は9件で取得面積は 2.14ha でした。

農業委員会の点検結果は「個人の新規就農者が5件、農地所有適格法人の登録が4件あった。引き続き、新規参入者相談会等へ参加し、積極的な相談・案内等をしていきたい。」としております。

2、最適化活動の活動目標

委員が最適化活動を行う日数目標は1ヶ月で10日以上となっております。活動強化月間は3回で9月が遊休農地の解消、10月が農地の集積、12月が新規参入の促進としておりました。

実績としましては、時期のずれ込みがあったものの、ほぼ目標通りの結果となっております。

新規参入相談会へは2回参加することができ、近隣の市町村と連携して新規の就農者獲得に向け積極的に行動できました。

すべての目標の達成状況の評語としましては、「目標に対し期待を上回る結果が得られた。」

推進委員等の点検・評価結果としましては、「目標に対して期待通りの結果が得られた。」とそれぞれしております。

こちらの評語等につきましては、令和5年3月9日 農林水産省農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正について」の別表より適用し記入しております。

以上が令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況でございます。

本日、議決が得られましたら、国へ報告し、筑西市ホームページ及び全国農業会議所ホームページで公表いたします。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日、開催されました農政企画審議会において、議案第19号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を協議・検討いたしました。何件かの質問がありまして、その中で新規就農者の定義という質問に関しては今回回答できなかつたので、来月の総会に

回答をする、ということで、それ以外は事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。以上です。

議長 蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案 19 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 19 号を採決いたします。
議案第 19 号は、原案どおり「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第 19 号は原案どおり、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を決定することに、決しました。

議長 次に、日程第 4、報告第 9 号から第 12 号を、事務局より説明願います。

早瀬局長 中澤副局長より説明させます。

中澤副局長 報告第 9 号から報告第 12 号までを一括してご説明させていただきます。
初めに 42 ページをお開き願います。
報告第 9 号「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について」令和 7 年 6 月 5 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。
届出受理件数は 4 件でございます。これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業による所有権移転でございます。
次に 44 ページをお開き願います。
報告第 10 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」令和 7 年 6 月 5 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。

届出受理件数は1件でございます。これは市街化区域内における集合住宅への転用でございます。

次に46ページをお開き願います。

報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」令和7年6月5日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は2件でございます。これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅2件でございます。

次に48ページをお開き願います。

報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」令和7年6月5日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

49ページから57ページにかけまして、合意解約の通知のありました件数、38件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第9号から第12号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和7年度第3回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和7年6月5日

議 長

署名委員

署名委員